

3茅市相第86号
令和3年11月15日

萩園自治会
会長 鈴木 喜明 様

茅ヶ崎市長 佐藤 光



要望書（回答）

立冬の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から市政の推進に格別の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年9月22日付で御依頼いただきました要望につきまして、次のとおり回答いたします。

1 カーブミラーの調整若しくは移動（浜之郷小学校から萩園通りに出る所）

（担当：道路管理課）

現地を確認したところ、カーブミラーの北側を映している鏡面が若干上側を向いておりましたので、令和3年10月29日に方向修正を実施いたしました。

2 カーブミラーの増設（萩園2428番地付近）別紙1

（担当：道路管理課）

カーブミラーは、信号のない見通しの悪い交差点に、車両が優先順位の低い道路から交差点内に段階的進入を行うときに、目視での安全確認を補完するために設置しております。現地を確認したところ、御要望の10か所の交差点は、南東部の交差点（萩園2464-1付近）を除いて、各交差点の両側に隅切りが設けられており、隅切りを活用することにより、目視によって車両等が確認できるため、カーブミラーを設置はできません。

また、南東部の片側のみの隅切りとなっている交差点につきましても、目視で車両等が確認できる状況であるため、同様に設置はできません。御理解をお願いいたします。

3 カーブミラーの増設（萩園2028-52付近）別紙2, 3

（担当：道路管理課）

現地を確認したところ、交差点の両側に隅切りが設けられており、隅切りを活用することにより、目視で車両等が確認できるため、カーブミラーの設置はできません。御理解をお願いいたします。

4 カーブミラーの増設（萩園1223-1付近）別紙4, 5

（担当：道路管理課）

現地を確認したところ、県道南側からの車両等を目視で確認することが難しい状況であるため、カーブミラーの設置を検討してまいります。

なお、設置するにあたっては、設置場所の地権者の同意が必要であるため、今後、カーブミラー設置に向けて地権者の方と調整してまいります。

5 カーブミラーの設置（萩園1616付近）別紙9

（担当：道路管理課）

現地を確認したところ、新たな住宅の建築により、以前よりも見通しが悪くなっているところですが、交差点の東西道路と南北道路との交差角度は比較的緩く、目視で東側方向を確認できることから、カーブミラーの設置はできません。御理解をお願いいたします。

6 畦道路排水溝点検（萩園2107番地付近）

（担当：道路管理課）

現地を確認したところ、一部の道路雨水枢に土砂の堆積がありましたので、今後、清掃作業を実施してまいります。

7 道路整備要望（物流倉庫ESRのあたりから萩園通りに出る道）別紙6

（担当：道路建設課）

高田萩園線道路改良事業は、萩園通りから産業道路までの東西を結ぶ約400メートル区間において、道路を拡幅整備し、歩道設置等により歩行者の安全性向上を図るもので、本路線は、茅ヶ崎市道路整備プログラムの第1期整備区間に位置付けられており、平成28年度から用地交渉を始め、現在の用地買収率は12.2パーセントとなっております。

近年、国からの社会資本整備総合交付金等の道路財源が、社会経済状況を見据え幅広く配分される傾向にあることから、道路事業を取り巻く環境は、財源不足の深刻化が継続しており、道路整備完了までの期間が長期に及ぶことが想定されます。

のことから、用地取得箇所の優先度を設定し、用地買収を計画的に進めながら取得用地を有効に暫定整備することで、本整備実施までの間、事業効果の早期発現を図ってまいります。

8 大雨時の用水路管理監督徹底（萩園橋から浜之郷小学校間、十二天神社から産業道路）別紙6、10、11

（担当：下水道河川建設課、下水道河川管理課）

十二天神社から産業道路の浸水につきましては、強い短時間の降雨により現在布設されている雨水管の流下能力を超過したことによって発生したものと考えられます。現在、下流側から雨水管の整備を順次進めており、その効果は徐々にでてきているところです。

しかし、浸水箇所に到達するまでには時間を要することから、それまでの期間は既に設置してある雨水管や集水枡の清掃や浚渫などの維持管理を適正に行い、浸水の軽減を図ってまいります。

また、萩園橋から浜之郷小学校間の浸水につきましては、強い短時間の降雨による小出川の河川水位の上昇に伴い、堤内地から河川に排水される雨水処理ができなかつたことが要因となり、低い地形の箇所で浸水が発生したものと考えられます。今後、浸水状況の把握を行い、緊急度や発生頻度、他の地域の整備状況を考慮しながら、対策の必要性を検討してまいります。

9 道路の舗装要望（萩園2969-9付近）

（担当：道路管理課）

現地を確認したところ、アスファルト舗装の老朽化やマンホール周りの舗装が下がっている状況でしたが、現地の道路は私道であることから、本市で舗装修繕等の対応はできませんので、御理解をお願いいたします。

10 側溝工事を早急に進めて欲しい（西濃運輸前の川の側溝）、カーブミラーを調整して欲しい (担当：下水道河川建設課)

これまで市内の浸水対策として雨水幹線整備を優先して実施し整備率の向上を図ってまいりました。西濃運輸前の開渠^{かいきょ}となっている萩園第2-2雨水幹線の整備につきましても、御要望箇所の上流部における浸水の解消を優先し、雨水幹線・枝線整備を先行して実施しており、令和3年度に完了予定としております。

また、併せて御要望箇所に歩行者、自転車が安全に通行できる空間を確保するために、雨水幹線を暗渠化^{あんきょか}するための設計を令和3年度に実施し、その後、暗渠化^{あんきょか}した後の安全対策を含む道路整備の方法を関係機関との協議を進め、整備を行う計画としています。

なお、御要望のカーブミラーにつきましては、今後、安全対策を含む道路整備を行う際に、適正な位置への配置等を行ってまいります。

※開渠とは地上部に造られた給水・排水を目的とする水路のことと、蓋などで覆われていない状態のものをいう。また、暗渠は、地中に埋設された水路のことをいう。

11 道路陥没修復（萩園3028-41付近）

(担当：道路管理課)

現地を確認したところ、私道部分の側溝付近を中心に道路が沈下している状況であったため、平成29年度に茅ヶ崎市道側の掘削調査を実施しております。調査の結果、茅ヶ崎市道側の道路下は特に問題なく、本市の道路構造物等が当該私道の陥没原因となっているような状況ではありませんでした。

したがって、陥没している道路側溝等は私道部分であることから、本市で修繕等の対応はできません。御理解をお願いいたします。

12 歩道利用の取締り要望（産業道路）

(担当：安全対策課、建設総務課)

取締りにつきましては、茅ヶ崎警察署の管轄になるため、御提案の内容は、茅ヶ崎警察署へ情報提供させていただきます。実施の可否につきましては、担当である茅ヶ崎警察署交通総務係（電話0467-82-0110）にお問合せください。

なお、歩道における自転車走行の現状につきましては、県道46号（産業道路）の道路管理者である神奈川県藤沢土木事務所に情報提供してまいります。

13 畑の土が道路に流出している（萩園2114番地）

(担当：道路管理課)

現地を確認したところ、道路よりも畠部分が高くなってしまっており、土羽による法面処理がなされているものの大雨時には土砂の流出が見受けられることから、今後、土砂流出防止の指導を実施してまいります。

1 4 雨水樹内の清掃要望（萩園1469-5付近）

（担当：道路管理課）

現地を確認したところ、雨水樹がある部分の道路は私道であるため、本市で清掃対応はできません。御理解をお願いいたします。

1 5 防災無線放送が聞こえづらい（萩園1178-5周辺）

（担当：防災対策課）

防災行政用無線につきましては、市民の皆様へ一斉に情報を伝達できる代表的なツールですが、気象条件や周囲の環境、お住まいの構造等により聞き取りづらいことがありますので、少しでも聞き取りやすくなるよう、窓を開けるなどの御対応をお願いしております。

また、防災行政用無線の放送内容が確認できなかったときでも、災害情報等を確実に取得できるよう、本市のホームページやメール配信サービス、テレビ神奈川データ放送、防災行政用無線電話応答サービス等を活用し、情報を発信しております。

今後も、防災行政用無線だけではなく、重要な情報を聞き逃がさないためにも、他の媒体からも災害情報を得られることを周知し、複数の手段を使って情報を取得していただけるよう呼びかけてまいります。

1 6 萩園地域内にスポーツ公園設置

（担当：公園緑地課）

萩園第一公園のスポーツ公園化につきましては、現状で計画及び整備の予定はございません。地域の皆様には大変御不便をお掛けしますが、現状では既存のスポーツ公園等の利用を御検討いただきますようお願いいたします。

今後の萩園第一公園の利用に関しましては、様々な御要望がある中で、地域の皆様による利活用のルールづくりや管理手法等を皆様の御意見を伺いながら検討してまいります。

1 7 ゴミの出し方（十二天神社付近）別紙6

（担当：資源循環課、環境事業センター）

戸別収集につきましては、平成30年度に実施した市民の皆様との意見交換会の場でアンケートを実施しました。1,981人からいただいた回答結果は、「実施すべき」が42パーセント、「実施すべきでない」が42パーセント、「その他」が16パーセントとなりました。

一方で、市内で戸別収集するための経費を積算した結果、約4億円の経費が必要となる事が分かりました。戸別収集のメリットは本市の調査研究でも認識しておりますが、以上の理由から今回のタイミングでの戸別収集の導入はいたしません。

しかしながら、超高齢化社会が進む中で今後必要性が高まることが予想されるため、ごみ有料化によるごみ排出量の変化を踏まえつつ、検討してまいります。

また、不法投棄物があり、不法投棄者が特定された場合、環境事業センターと茅ヶ崎警察署生活安全課で立ち合いを行います。茅ヶ崎警察署は、不法投棄物の内容等によって捜査するかどうかの判断をし、その後の捜査や罰則等の検討することになります。

今回の集積場所については、環境事業センターから近いこともあり、定期的に確認していくよう努めてまいります。

1 8 ゴミ集積場問題（産業道路沿いで昭和シェル石油南側）

1 9 防犯カメラ設置要望（萩園のゴミ集積場所）

(担当：環境事業センター)

令和4年度からごみ有料化が始まるにあたり、不法投棄の増加が見込まれます。そこで、茅ヶ崎13地区に対して1個の防犯カメラの貸し出し（希望制）を検討しています。制度の詳細については、後日お知らせいたします。

ごみ集積場所での不適正排出取締りについては、今後、環境指導員と萩園地区担当職員で可能な防犯対策を検討してまいります。

2 0 野焼きの指導 別紙6, 7, 8

(担当：環境保全課)

野焼き行為は、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年10月17日条例第35号）」により規制されています。本市では、農業者に限らず行為者を発見した場合や近隣の方から通報があった場合は、焼却以外の方法で処理するよう行為者に対して求めております。

また、広報紙やホームページを通じて野焼き行為に関して注意喚起をしております。

しかしながら、農業を営むために行われる軽微な野焼き行為等、一部例外的に認められている野焼き行為もあることから、御要望にあるような事前の指導までは困難であります。お手数ではございますが、野焼き行為を発見した際には連絡をお願いいたします。

なお、閉庁時間帯（早朝や夕方、土日など）は、消防本部指令情報課（電話番号 82-1111）に御連絡ください。

2 1 コミュニティバス路線の新設要望

(担当：都市政策課)

コミュニティバスにつきましては、茅ヶ崎市乗合交通整備計画に基づき、既存の公共交通が利用できない交通空白地区の解消を目的として運行しております。御意見の地域につきましては、コミュニティバスの鶴嶺循環市立病院線が平成19年に運行開始した当初は、萩園通りを通っていましたが、路線距離及び乗車時間が長くなることから、利便性が低く、当時の自治会連合会の皆様に御協力いただき、利用者の立場からの御意見を踏まえて現在のルートに改めた経緯がございます。

現在、路線バスの運行が1時間に1本で御利用しにくい状況とのことです。交通空白地区には該当しないことから、コミュニティバスの路線新設の予定はございません。

今後も、コミュニティバスの趣旨に則り、利便性を向上するよう努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

2 2 萩園交番・巡回パトロールを要望

(担当：安全対策課)

交番の設置につきましては、神奈川県警察の所管となります。そのため、御要望につきましては、地域の皆様の総意として、茅ヶ崎警察署等へお伝えしてまいります。

なお、神奈川県（以下、「県」という。）では交番の設置にあたりまして、限られた予算及び人員で交番の機能を最大限に發揮させるために、スクラップ・アンド・ビルトを原則として、事件・事故の発生状況、各種届出等の来訪者の多寡、駅、繁華街、幹線道路があるなどの地域環境、人口急増や大規模集客施設の建設が予想されるなどの地域情勢、他の警察施設との距離、自治会等の活動区域、交

番用地の確保状況、配置に必要な警察官の確保等を総合的に検討し、県内全般の警察力の均衡に配意しながら検討しております。

また、県では平成31年3月に交番等における事件・事故等の対応力を向上させること、持続的に機能を維持していくことを目的として「神奈川県警察交番等整備基本計画」を策定し、計画の方向性として「交番新設時における交番総数増加の抑制」を示しており、都市開発や人口集中等に対応する場合にあっても、県内全体では交番総数は増加させず近隣交番の移転や統合などにより対応することとしております。

さらに、統合、建替え、新設及び公共工事等の理由から移転を要する場合には、事件事故等の発生状況や来訪者の多寡などを総合的に検討し、必要性を判断していくこととしています。

2.3 防犯灯新設要望（萩園1471-7付近）

（担当：安全対策課）

防犯灯新設要望につきましては、例年、3月頃に各自治会長様へ防犯灯新設要望に関する通知をお送りさせていただき、4月から5月にかけて、単位自治会様より要望書を御提出いただいています。お手数ですが、通知を御確認いただき、期間内に要望書の提出をお願いいたします。

2.4 茅ヶ崎市民活動サポートセンターの説明・表現方法等の改善要望

（担当：市民自治推進課）

茅ヶ崎市民活動サポートセンターは、不特定かつ多数の者の利益の増進に貢献する市民活動を支援するため設置された施設であり、市民活動団体等への活動場所の提供や情報の収集及び発信、相談受付などを実施しております。茅ヶ崎市民活動サポートセンターの周知につきましては、事業内容が市民の皆様に、よりわかりやすく伝わるよう、引き続き検討してまいります。

（事務担当 市民相談課市民相談担当）

受付No.603